

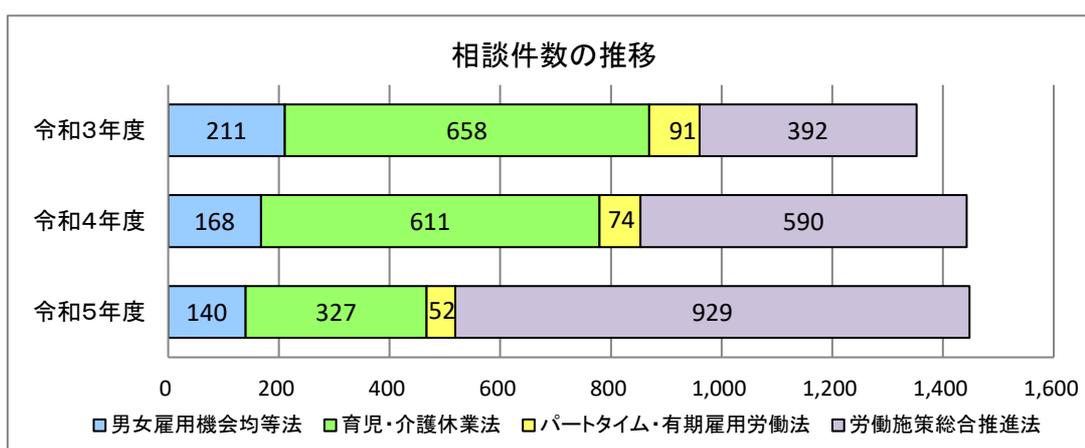
令和5年度の男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法及び労働施策総合推進法の施行状況

(1) 青森労働局で取り扱った相談、行政指導の件数

ア 相談件数

(件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
男女雇用機会均等法	211 (15.6%)	168 (11.7%)	140 (9.7%)
育児・介護休業法	658 (48.7%)	611 (42.3%)	327 (22.6%)
パートタイム・有期雇用労働法	91 (6.7%)	74 (5.1%)	52 (3.6%)
労働施策総合推進法	392 (29.0%)	590 (40.9%)	929 (64.1%)
合計	1,352 (100.0%)	1,443 (100.0%)	1,448 (100.0%)

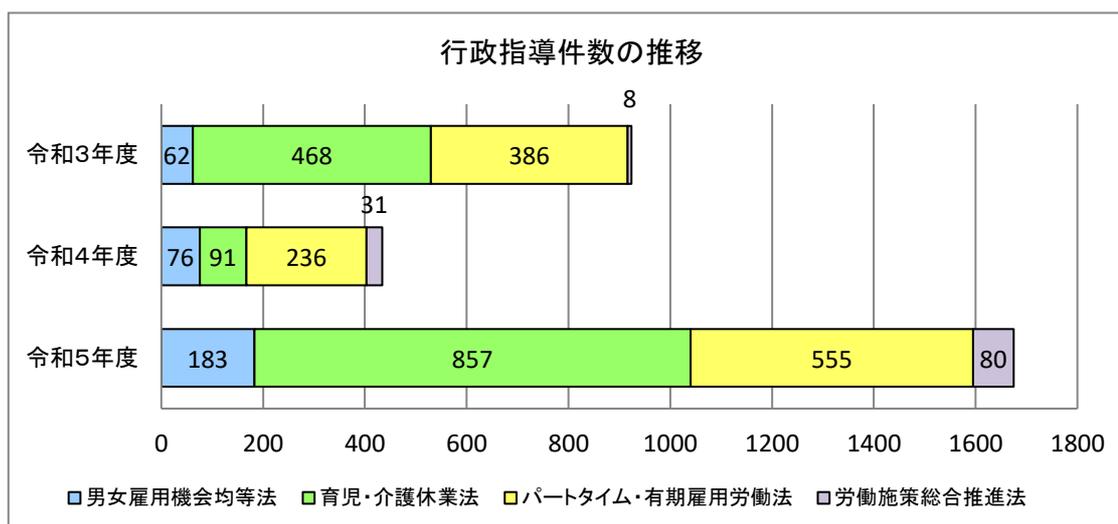


イ 行政指導件数

(件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
男女雇用機会均等法	62 (6.7%)	76 (17.5%)	183 (10.9%)
育児・介護休業法	468 (50.6%)	91 (21.0%)	857 (51.2%)
パートタイム・有期雇用労働法	386 (41.8%)	236 (54.4%)	555 (33.1%)
労働施策総合推進法	8 (0.9%)	31 (7.1%)	80 (4.8%)
合計	924 (100.0%)	434 (100.0%)	1,675 (100.0%)

※パートタイム・有期雇用労働法の「第19条助言」は除く。



(2) 男女雇用機会均等法

ア 相談件数

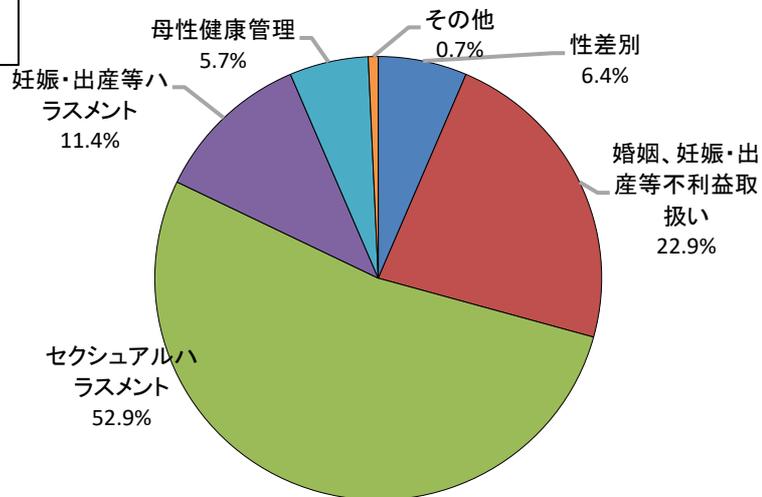
【相談内容の内訳】

(件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
性差別(募集・採用、配置・昇進、教育訓練、間接差別等)(第5条～8条関係)	11	7	9
妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(第9条関係)	44	32	32
セクシュアルハラスメント(第11条関係)	83	77	74
妊娠・出産等に関するハラスメント(第11条の3関係)	25	28	16
母性健康管理(第12条、13条関係)	35	17	8
その他	13	7	1
合 計	211	168	140

【相談内容別割合】

(注) 令和5年度における
相談件数=100%



イ 行政指導件数

(件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
募集・採用(第5条関係)	0	0	0
配置、昇進、教育訓練等(第6条関係)	0	0	0
間接差別(第7条関係)	0	0	0
婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(第9条関係)	0	0	0
セクシュアルハラスメント措置義務(第11条の1関係)	6	11	34
セクシュアルハラスメント事業主の責務(第11条の2関係)	0	10	22
妊娠・出産等に関するハラスメント措置義務(第11条の3関係)	5	13	35
妊娠・出産等に関するハラスメント事業主の責務(第11条の4関係)	0	10	22
母性健康管理(第12条、13条関係)	51	13	24
男女雇用機会均等推進者(第13条の2関係)	0	19	46
その他	0	0	0
合 計	62	76	183

(3) 育児・介護休業法

ア 相談

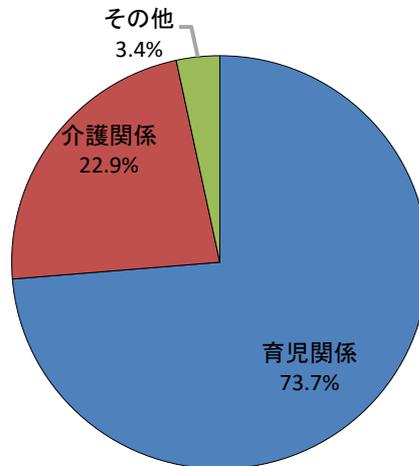
【相談内容の内訳1】

(件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
育児関係	416	431	241
介護関係	201	141	75
その他(職業家庭両立推進者等)	41	39	11
合計	658	611	327

【相談内容別割合】

(注) 令和5年度度における相談件数=100%



【相談内容の内訳2】

(件)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
育児関係	育児休業 (育児休業[第5条関係]、出生時育児休業[第9条の2関係])	220	250	136
	育児休業以外 (子の看護休暇[第16条の2、第16条の3関係]、所定外労働の制限[第16条の8関係]、時間外労働の制限[第17条関係]、深夜業の制限[第19条関係]、所定労働時間の短縮措置等[第23条、第24条関係]、労働者の配置に関する配慮[第26条関係])	112	103	58
	育児休業に係る不利益取扱い (第10条関係)	54	32	26
	育児休業以外に係る不利益取扱い (第16条の4、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第21条第2項、第23条の2、第52条の4、第52条の5関係)	14	12	7
	育児休業等に関するハラスメントの防止措置 (第25条関係)	16	24	9
	育児休業制度に関する個別周知・意向確認、雇用環境整備(第21条、第21条の2、第22条関係)		10	5
	小計	416	431	241
介護関係	介護休業 (第11条関係)	109	63	42
	介護休業以外 (介護休暇[第16条の5、第16条の6関係]、所定外労働の制限[第16条の9関係]、時間外労働の制限[第18条関係]、深夜業の制限[第20条関係]、所定労働時間の短縮措置等[第23条、第24条関係]、労働者の配置に関する配慮[第26条関係])	73	63	27
	介護休業に係る不利益取扱い (第16条関係)	3	2	3
	介護休業以外に係る不利益取扱い (第16条の7、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第52条の4、第52条の5関係)	4	0	2
	介護休業等に関するハラスメントの防止措置 (第25条関係)	12	13	1
小計	201	141	75	
その他	41	39	11	
合計	658	611	327	

イ 行政指導件数

(件)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
育児関係	育児休業(第5条関係)	44	8	68
	出生時育児休業(第9条の2、第9条の5関係)		0	19
	子の看護休暇(第16条の2、第16条の3関係)	37	1	36
	所定外労働の制限(第16条の8関係)	3	0	15
	休業等に係る不利益取扱い事案	0	0	0
	時間外労働の制限(第17条関係)	10	0	12
	深夜業の制限(第19条関係)	2	0	7
	個別周知・意向確認(第21条第1項関係)		1	5
	雇用環境整備(第22条第1項関係)		10	110
	育児休業の取得状況の公表(第22条の2関係)			1
	3歳までの勤務時間短縮等(第23条第1項、第23条第2項関係)	14	2	20
	小学校就学までの勤務時間短縮等の措置(第24条第1項関係)	105	11	146
	休業等に関するハラスメント防止措置(第25条関係)	5	14	35
	休業期間等の通知(則第7条第4項から第6項関係)	6	1	11
小 計	226	48	485	
介護関係	介護休業(第11条関係)	55	6	65
	介護休暇(第16条の5、第16条の6関係)	33	1	38
	休業等に係る不利益取扱い事案	0	0	0
	所定外労働の制限(第16条の9関係)	5	1	19
	時間外労働の制限(第18条関係)	3	0	9
	深夜業の制限(第20条関係)	1	0	7
	勤務時間短縮等の措置(第23条第3項関係)	50	7	44
	勤務時間短縮等の措置(第24条第2項関係)	29	6	52
	休業等に関するハラスメント防止措置(第25条関係)	5	14	32
	休業期間等の通知(則第23条第2項関係)	1	0	0
小 計	182	35	266	
職業家庭両立推進者	60	8	106	
合 計	468	91	857	

(4)パートタイム・有期雇用労働法

ア 相談件数

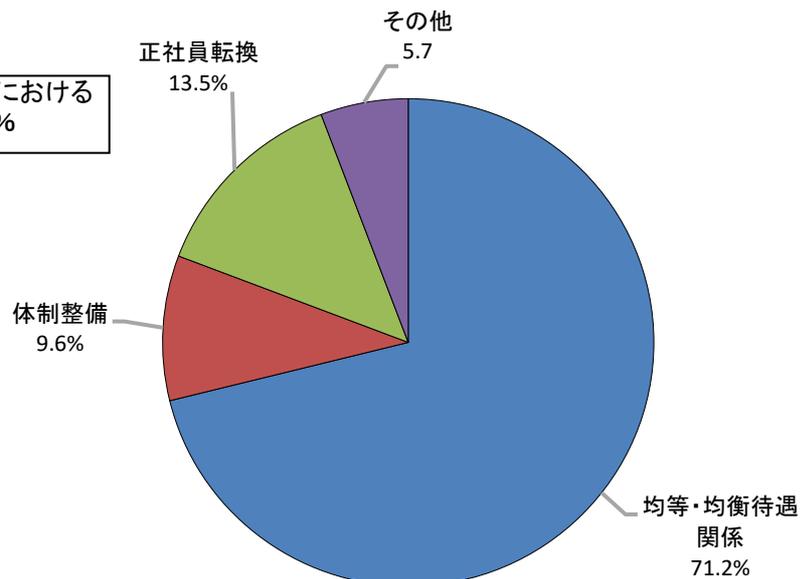
【相談内容の内訳】

(件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
均等・均衡待遇関係(第8条、9条、10条、11条、12条)	44	37	37
体制整備(第6条、7条、14条、16条、17条)	32	11	5
正社員転換(第13条)	6	11	7
その他(指針等)	9	15	3
合 計	91	74	52

【相談内容別割合】

(注)令和5年度における
相談件数=100%



イ 行政指導件数

(件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
労働条件の文書交付等(第6条関係)	79	43	96
就業規則の作成手続(第7条関係)	50	18	3
不合理的待遇の禁止(第8条関係)	12	4	36
差別的取扱いの禁止(第9条関係)	1	0	1
賃金(第10条関係)	7	14	25
教育訓練(第11条関係)	4	1	0
福利厚生施設(第12条関係)	0	0	0
通常の労働者への転換(第13条関係)	60	32	79
措置の内容の説明(第14条第1項関係)	65	39	88
待遇に関する説明(第14条第2項関係)	0	0	0
相談のための体制整備(第16条関係)	24	14	54
短時間雇用管理者(第17条関係)	32	21	53
その他(指針等)	52	50	120
合 計	386	236	555

(5)労働施策総合推進法

ア 相談件数

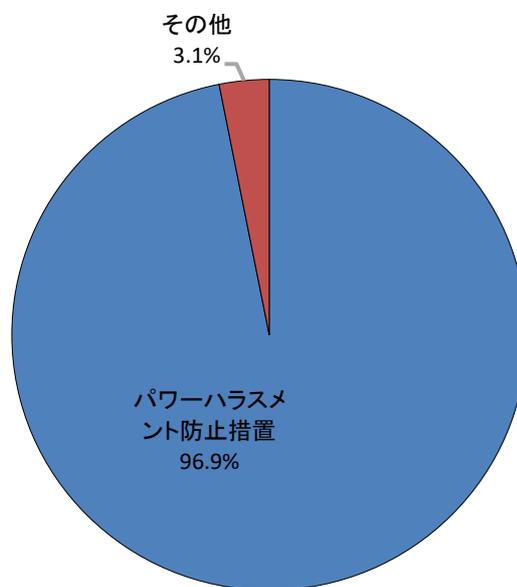
【相談内容の内訳】

(件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
パワーハラスメント防止措置(第30条の2第1項関係)	259	548	900
その他	133	42	29
合 計	392	590	929

【相談内容別割合】

(注)令和5年度における
相談件数=100%



イ 行政指導件数

(件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
パワーハラスメント防止措置(第30条の2第1項関係)	5	13	37
パワーハラスメント相談を理由とした不利益取扱い(第30条の2第2項関係)	0	0	0
事業主の責務 研修の実施等(第30条の3第2項関係)	0	9	24
事業主の責務 自らの言動(第30条の3第3項関係)	1	9	19
紛争解決援助等の申出を理由とする不利益取扱い(第30条の5第2項)	2	0	0
調停申請を理由とする不利益取扱い(第30条の6第2項関係)	0	0	0
合 計	8	31	80